

仕様書

1 件名

庁内事務用パーソナルコンピュータ（08－1）賃貸借業務

2 業務概要

庁内事務用パーソナルコンピュータ（08－1）賃貸借業務（以下「本業務」という。）は貸貸人より賃借人が、庁内事務用パーソナルコンピュータ等（以下「賃貸借対象物件」という。）を借り受けるものである。なお、賃貸借対象物件の搬入作業等の付帯作業を含むものとする。

(1) 賃貸借対象物件

本業務に係る賃貸借対象物件は下表のとおり。賃貸借対象物件仕様は別項に示す。

| 物件番号 | 品目 | 数量 |
|------|---------------------|-------|
| 1 | モバイルノート型パーソナルコンピュータ | 675 台 |
| 2 | ソフトウェア及びライセンス | 一式 |

3 賃貸借期間

令和9年1月1日 から 令和13年12月31日 まで（60 か月）

（翌年度以降の契約）

(1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃借人はこの契約を変更し、又は解除できるものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

(2) 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、貸貸人に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとする。

4 納入期限

令和8年12月28日まで

5 納入場所

金沢市都市政策局デジタル政策課

石川県金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎5階

6 賃貸借対象物件仕様

本業務に係る、賃貸借対象物件は次の仕様を満たすものとする。

物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ

Microsoft Windows 11 Professional 64bit がインストールされたものであること。

また、本体、拡張機器等は全て同一機種とし、下記の項目の要件を満たすこと。

| No | 項目 | 要件 |
|-----|---------------------|--|
| 1. | 本体 | モバイルノート型 PC であること。 |
| 2. | | 突起部を除き、幅 350mm 以下、奥行き 250mm 以下であること。 |
| 3. | | 質量 1.5kg 以下であること。 |
| 4. | CPU | AMD Ryzen 5 及び Intel Core 5 プロセッサ以上であり、最大動作周波数が 4.00GHz 以上かつ 1 物理 CPU 当たりのコア数が 4 個以上（パフォーマンスコア及び省電力コアのコア数合計）のもの。または、前述のプロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ（動作周波数及び 1 物理 CPU 当たりのコア数も同等以上）であること。 |
| 5. | 主記憶装置（メモリ） | 16GB 以上であること。 |
| 6. | | 純正若しくは正常に動作することが確認されていること。 |
| 7. | 補助記憶装置 （内蔵ストレージ） | 256GB 以上であること。 |
| 8. | | SSD であること。 |
| 9. | | 内蔵ストレージに係る全ての情報を消去の上復元不可能な状態にする機能を有すること。機能を有さない場合は本物件メーカーが提供する同様の機能を実現できるソフトウェア又はデータ消去に係る認証を受けた同様の機能を実現できるソフトウェアを添付すること。 |
| 10. | セキュリティ | TPM2.0 が有効であること。 |
| 11. | 有線マウス（USB） | スクロール機能付きの正常に動作することが確認されているものを台数分添付すること。 |
| 12. | ポインティングデバイス | マウス以外のポインティングデバイスを本体内に内蔵すること。 |
| 13. | USB インターフェース | USB3.2Gen1 以上の規格に対応した Type-A と Type-C をそれぞれ 1 ポート以上内蔵し、合計 3 ポート以上を内蔵すること。 |
| 14. | | Type-C ポートのうち 1 ポート以上は、USB-PD 対応であること。 |
| 15. | | Type-C ポートのうち 1 ポート以上は、外部ディスプレイ出力（DisplayPort Alt Mode）対応であること。 |
| 16. | 有線 LAN | 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応したインターフェースを内蔵すること。 |
| 17. | 無線 LAN | IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax の全規格に対応する無線 LAN を内蔵すること。 |
| 18. | | 内蔵無線 LAN は、IEEE802.1X 認証（EAP-TLS）に対応していること。 |
| 19. | Bluetooth | Bluetooth 機能を内蔵し、Bluetooth 5.0 以上の規格に対応するものであること。 |
| 20. | 液晶ディスプレイ | 大きさ 13 型以上 14 型以下の TFT カラー液晶を内蔵すること。 |

| | | |
|-----|------------------|--|
| 21. | | 内蔵液晶ディスプレイの解像度は1,920×1,080ドット以上であること。 |
| 22. | | 内蔵液晶ディスプレイの表面は非光沢（ノングレア又はアンチグレア）であること。 |
| 23. | 外部ディスプレイインターフェース | HDMI（タイプA）形式のインターフェースを内蔵すること。 |
| 24. | キーボード | 日本語配列キーボードを内蔵すること。 |
| 25. | バッテリー及び電源 | AC100V 対応の電源ケーブル及びUSB Type-C 対応の AC アダプター（本物件で正常に動作することが確認されているもの）を台数分添付すること。 |
| 26. | | JEITA バッテリー動作時間測定法 (Ver. 3.0) に基づいて測定した最大駆動時間（動画再生時）が 7.5 時間以上のものを内蔵すること。 |
| 27. | Web カメラ | 解像度 90 万画素以上の Web カメラを内蔵すること。 |
| 28. | マイク及びスピーカー | マイク及びステレオスピーカーを内蔵すること。 |
| 29. | 保守 | 賃貸借期間、ハードウェア故障に対する引取保守（引取保守に対応できない場合はオンサイト保守でも可）を含めること。 |
| 30. | | 通常使用範囲における障害による部品交換保守においても費用が発生しないこと。なおキーボード破損も含むこと。 |
| 31. | | 故障により交換した内蔵ストレージは、情報漏えいが発生しないように廃棄する又は賃借人に所有権を含めて引き渡すこと。 |
| 32. | | 受付は営業日（月曜日から金曜日。但し、祝日及び12月29日から1月3日は除いても良いものとする。また、本物件メーカーによる保守の場合は、メーカーの定める休日も除いて良いものとする。以下同じ。） 9時から17時までとし、受付から原則2週間以内に返却すること。 |
| 33. | | 本物件の引取、返却に係る運送費用を含めること。 |
| 34. | | 引取り及び返却の場所は、金沢市都市政策局デジタル政策課とすること。 |
| 35. | | 電話、Webフォーム又は電子メールでの受付が可能であること。 |
| 36. | | 有線マウス（USB）は保守の対象外とすること。 |
| 37. | 初期化機能 | Microsoft Windows 11 Professional 64bit が最低限インストールされ、その他については本物件メーカーの定める初期状態（以下「初期出荷状態」という。）に戻す機能を有すること。 |
| 38. | | 初期出荷状態に戻すための外部メディアを作成することができる、又は外部メディアを添付（最低1組）すること。 |
| 39. | その他 | グリーン購入法に適合していること。 |
| 40. | | 本契約期間中本物件に対して、業者の負担で業者所定の動産総合 |

| | |
|--|------------|
| | 保険を付保すること。 |
|--|------------|

物件番号2 ソフトウェア及びライセンス

下表のソフトウェア、ライセンス及びメディアについて、下表に指定する数量で構成されるものとする。

| No | 名称 | メーカー | 数 |
|----|--|---------------|-------|
| 1. | Windows Server 2025 - 1 Device CAL | 日本マイクロソフト株式会社 | 675 本 |
| 2. | JUST Office 6 | 株式会社ジャストシステム | 675 本 |
| 3. | TRSL C/S Suite Premium 追加 Gov 5000-9999(※) | トレンドマイクロ株式会社 | 81 本 |

※：保有しているライセンス情報(お客様 ID：3434、ライセンス ID：11173)

7 付帯作業仕様

(1) 賃貸借対象物件の搬入

- ア 賃貸借対象物件の納入場所搬入設置は、賃貸人の責任と負担において行うこと。
- イ 搬入ルート、搬入日時等については賃借人の指示に従うこと。
- ウ 搬入を2回以上に分割し、納品可能であること。
- エ 機器の搬入については、十分な知識と技術を持った作業員が行うこと。
- オ 賃貸借対象物件の搬入、組立の際に不要となった梱包材等は賃貸人が責任を持って処分すること。

(2) 賃貸借対象物件の搬出等

- ア 賃貸借対象期間の終了後、賃貸借対象物件について納入場所から搬出を行うこと。
- イ 搬出作業日、搬出ルート、搬出日時等については賃借人の指示に従うこと。
- ウ 搬出には、廃棄（産業廃棄物処理等）も含むものとする。
- エ 各物件に補助記憶装置が取り付けられている場合、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業を原則実施することを前提とする。なお、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業実施の有無にかかわらず、賃貸借が終了した機器の補助記憶装置については、格納されている情報を賃貸人側において復元不可能な方法で完全に消去する又は補助記憶装置自体を物理的若しくは磁氣的に破壊すること。完全消去又は物理的若しくは磁氣的に破壊したことについて、賃借人側に証明書を提出すること。
- オ 物件番号1に添付されている有線マウス（USB）については、賃貸借期間の終了後、賃借人に所有権を移転する。なお、賃借人に所有権等を移転した物件については、賃貸借対象物件の撤去及び搬出は不要とする。
- カ 物件番号2に示すソフトウェアのうち、賃貸借期間終了後においても賃借人による継続使用に係る使用权の設定が可能なもので、継続使用に係る追加的使用权の購入が必要になる等の追加経費が発生し無いものについては、賃貸借期間終了後における賃借人による継続使用を可能とすること。
- キ 賃借人が賃貸借対象物件について、賃貸借対象期間の終了後も継続して利用する意思を示した

場合、協議に応じること。賃貸借対象期間の終了後も継続して利用することに賃借人と賃貸人が同意した場合、賃貸借対象期間の終了後においても、賃貸借対象物件の撤去及び搬出は不要とする。

(3) 賃貸借対象物件の搬入前設定

物件番号1については、納入前にマスター端末を作成した上で、マスター端末から各物件の納入台数分複製を作成（以下「搬入前設定」という。）するものとする。

ア マスター端末は賃借人が作成することから、賃貸人は賃借人がマスター端末を作成するために必要となる物件を納品すること。具体的には、物件番号1について3台以上（マスター端末作成テスト・作業予備機等を含む。以下同じ。）、契約日から90日以内に納品すること。また、物件番号2についても、マスター端末作成に必要なものについては、賃借人の指示に従い納品すること。なお、マスター端末は各物件番号においてそれぞれ1パターンずつ作成するものとする。

イ 前項による納品完了後、45日以内に賃借人はマスター端末を作成する。マスター端末の作成が完了した場合、賃借人から賃貸人に連絡を行うため、連絡があった際に賃貸人は、マスター端末を回収すること。

ウ 賃貸人は、回収したマスター端末1台から、各物件納入台数分の複製を、各物件のライセンス・使用許諾等に抵触することなく複製を実施すること。複製において、ソフトウェア、ライセンス等が必要な場合、本契約に含めること。正常に複製が完了し、個別設定の実施が可能であることを確認した上で、納入期限までに賃借人に対して納入（搬入）を行うこと。

エ 前項による納品完了後、賃借人が各物件に係る個別設定を実施するものとする。

(4) 賃貸借対象物件のリカバリメディア作成

賃貸人は、物件番号1について、賃貸借期間中に賃借人が利用する中で不具合が発生した際に、納入時状態に戻すことのできる媒体（以下「リカバリメディア」という。）を作成し、賃借人に納入すること。詳細は次のとおりとする。

ア 「賃貸借対象物件の搬入前設定」にて作成した「マスター端末」から、「賃貸借対象物件の搬入前設定」に示すパターン分、リカバリメディアを作成すること。

イ リカバリメディアは、CD-ROM、DVD-ROM、ポータブルハードディスク、USBメモリ等の脱着可能な補助記憶媒体とし、正本1式、副本1式を作成し納品すること。

ウ リカバリメディアを用いて納入時状態に戻す作業（以下「リカバリ作業」という。）は賃借人が行うものとする。賃貸人によるリカバリメディアの作成だけでなく、賃借人によるリカバリ作業を行う際においても、各物件のライセンス・使用許諾等に抵触しないもの（マスター端末を再イメージングする際のマイクロソフト社の使用許諾に留意し、アクティベーションを有効化する等を行うこと。また、必要に応じてリカバリ用ソフトウェア、ライセンス等を本契約に含めること。）とすること。また、賃貸借期間中における賃貸借物件に対するリカバリ作業回数・台数についても、各物件のライセンス・使用許諾等による制限が実質的に無いものとする。

エ リカバリ作業手順書を作成し、賃借人に納品すること。

8 賃貸借に係るその他要件

(1) 賃貸借対象物件については、十分に検証を実施したものを納品すること。

- (2) 賃貸借対象物件に欠陥が発見された場合は、直ちに必要な対応を行うことができるものであること。
- (3) 賃貸借対象物件に初期不良が発生した際は、賃借人と協力し速やかに対処すること。
- (4) 賃貸借期間中において、賃貸借対象物件のうち装置についてはメーカーからの技術情報提供、故障交換部品提供等の継続が見込めるものであること。
- (5) 賃借料の支払いについては、賃借人が賃貸借期間の月（以下「使用月」という。）ごとに賃借料を支払うことを基本とするが、賃借人が希望し、賃貸人が認めたときは、複数の使用月にかかる賃借料をまとめて支払うことができるものとする。
- (6) 賃借人が賃貸借対象物件を使用するにあたり必要となる手続き等について、遅滞なく実施すること。
- (7) 不明な点は賃借人と協議すること。